

別表第一

騒音基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼働禁止 (40デシベル)	45デシベル	稼働禁止 (40デシベル)	稼働禁止
第2種区域	稼働禁止 (50デシベル)	55デシベル	稼働禁止 (50デシベル)	稼働禁止 (45デシベル)
第3種区域	稼働禁止 (60デシベル)	65デシベル	稼働禁止 (60デシベル)	稼働禁止 (50デシベル)
第4種区域	稼働禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼働禁止 (65デシベル)	稼働禁止 (55デシベル)

注1 区域の区分は、特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第553号。以下「騒音告示」という。）を適用する。

- 2 騒音告示に定めのない区域にあつては、第2種区域を適用する。
- 3 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であつて、当該時間に稼働することを知事が認めた施設に適用する。
- 4 第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホーム敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、この表に定める数値から5デシベルを減じた値とする。
- 5 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第二

振動基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼働禁止 (55デシベル)	65デシベル	稼働禁止 (55デシベル)	稼働禁止 (45デシベル)
第2種区域	稼働禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼働禁止 (65デシベル)	稼働禁止 (60デシベル)

注1 区域の区分は、「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第554号）」を適用する。

- 2 区域の区分は、「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域並びに規制基準を適用する区域の区分の指定（昭和53年3月15日告示第173号）」により振動告示で指定された区域の区分中第1種区域及び第2種区域に該当する区域を第1種区域とし、第3種区域及び第4種区域に該当する区域を第2種区域とする。
- 3 振動告示に定めのない区域にあつては、第1種区域を適用する。
- 4 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であつて、当該時間に稼働することを知事が認めた施設に適用する。
- 5 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 6 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 7 振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

別表第三

悪臭基準

区分		住宅に近接する敷地	その他の敷地
A区域	指数13区域	臭気指数12	
B区域	指数15区域	臭気指数15	
C区域		臭気指数15	臭気指数18
D区域	指数21区域	臭気指数18	臭気指数21

注1 区域の区分は、臭気指数規制の告示（平成15年群馬県告示第159号。以下「臭気告示」という。）を適用する。

- 2 臭気告示に定めのない区域にあつては、D区域を適用する。
- 3 「住宅に近接する敷地」は、第三者が居住する住居が存する敷地の境界から10メートル以内に近接している敷地に適用する。
- 4 臭気指数の測定方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法とする。

別表第四

排水基準

物質の種類又は項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	
シアン化合物	1mg/L以下	
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P N※に限る。)	1mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	
四塩化炭素	0.02mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	シス体及びトランス体の合算とする
塩化ビニルモノマー	0.02mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	
チウラム	0.06mg/L以下	
シマジン	0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L以下	
ふつ素及びその化合物	8mg/L以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下	
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	
生物化学的酸素要求量	25mg/L以下	
化学的酸素要求量	25mg/L以下	
浮遊物質	50mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L以下	
フェノール類含有量	1mg/L以下	
銅含有量	3mg/L以下	
亜鉛含有量	2mg/L以下	
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	

クロム含有量	2mg/L 以下	
大腸菌群数	日間平均3,000個/mL 以下	
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L) 以下	
リン含有量	16mg/L (日間平均8mg/L) 以下	
ホルムアルデヒド	10mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	

注1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当するものは除く。

2 放流水等に係る水質検査（ダイオキシン類の水質検査を除く。）の方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）」の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法とする。

3 「ダイオキシン類」の水質検査の方法は、日本工業規格K0312に定める方法による。

4 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

5 原則として「生物化学的酸素要求量」については河川に、「化学的酸素要求量」については湖沼に放流する水について適用する。

6 「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

7 EPN*とは、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト

8 検査項目は、知事が指示した項目又は検査する項目として知事が認めた項目とする。

9 排水を地下に浸透する場合は、物質の種類又は項目に掲げるカドミウム及びその化合物からアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物までの物質について検出されないこと、並びにそれ以外の物質については許容限度を遵守すること。

10 排水を下水道に放流する場合は、この基準によらず下水道法又は放流する下水道の管理者が定めた値とすること。

別表第五

切土基準（切土に対する標準のり面勾配）

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.8以下
軟岩			1 : 1.2以下
砂	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの		1 : 1.5以下
砂質土	密実のもの	5 m以下	1 : 1.0以下
		5 mを超え10 m以下	1 : 1.2以下
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.2以下
		5 mを超え10 m以下	1 : 1.5以下
砂利又は岩塊 混じり砂質土	密実のもの又は粒土分布のよいもの	10 m以下	1 : 1.0以下
		10 mを超え15 m以下	1 : 1.2以下
	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの	10 m以下	1 : 1.2以下
		10 mを超え15 m以下	1 : 1.5以下
粘性土		10 m以下	1 : 1.2以下
岩塊又は玉石 混じりの粘性土		5 m以下	1 : 1.2以下
		5 mを超え10 m以下	1 : 1.5以下

別表第六

盛土基準（盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配）

盛土材料	盛土高	勾配
粒土の良い砂(S)、礫及び細粒分混じり礫(G)	5 m以下	1 : 1.8以下
	5 mを超え15 m以下	1 : 2.0以下
粒土の悪い砂(SG)	10 m以下	1 : 2.0以下
岩塊（ずりを含む）	10 m以下	1 : 1.8以下
	10 mを超え20 m以下	1 : 2.0以下
砂質土(SF)、硬い粘性土及び硬い粘土（洪積層の硬い粘質土粘土、関東ロームなど）	5 m以下	1 : 1.8以下
	5 mを超え10 m以下	1 : 2.0以下
火山灰質粘性土(V)	5 m以下	1 : 2.0以下

注1 「盛土高」はのり肩とのり尻の高低差をいう。

- 2 基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
- 3 カッコ内の統一分類は、代表的なものを参考に示す。
- 4 標準のり面勾配の範囲外の場合は、安定計算を行わなければならない。

別表第七

地下水基準

項 目	基 準 値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L以下
カドミウム	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下（シス体とトランス体の合算とする）
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下

注1 地下水に係る水質検査の方法は、平成9年環境庁告示第10号別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法によること。

- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 電気伝導率の検査の方法は、日本工業規格K0552に定める方法によること。
- 4 塩化物イオンの検査の方法は、日本工業規格K0556に定める方法によること。
- 5 ダイオキシン類の検査の方法は、日本工業規格K0312に定める方法によること。
- 6 検査項目は、知事が指示した項目又は検査する項目として知事が認めた項目とする。

別表第八

換算係数

産業廃棄物の種類（特別管理廃棄物も含む）	換算係数
燃え殻	1. 14
汚泥	1. 10
廃油	0. 90
廃酸	1. 25
廃アルカリ	1. 13
廃プラスチック類	0. 35
紙くず	0. 30
木くず	0. 55
繊維くず	0. 12
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（動植物性残さ）	1. 00
とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）	1. 00
ゴムくず	0. 52
金属くず	1. 13
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	1. 00
鉱さい	1. 93
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）	1. 48
動物のふん尿	1. 00
動物の死体	1. 00
ばいじん	1. 26
産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物、溶融スラグ）	1. 00
建設混合廃棄物	0. 26
廃電気機械器具	1. 00
感染性廃棄物	0. 30
廃石綿等	0. 30
廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13. 57

注1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立方メートル）

- 2 一般廃棄物は、処理する廃棄物と同様の性状を有する産業廃棄物の換算係数に準拠すること。
- 3 特別管理廃棄物のうち、感染性廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれに該当する品目の換算係数に準拠すること。
- 4 複数種類を同時に処理する場合、それぞれの種類を単独で処理したものとして能力計算すること。併せてそれぞれの種類を同体積ずつ均一に混ぜ合わせたものを処理したものとして能力計算すること。